

JUDGE

くん



◆判定士イメージキャラクター「ジャッジくん」

応急危険度判定体制強化事業

南海トラフ地震の切迫性が叫ばれるなか、応急危険度判定活動の社会的意義はますます重要になっています。愛知県建築物地震対策推進協議会では、応急危険度判定活動を適確・迅速に実施できるように、被災建築物応急危険度判定模擬訓練・連絡訓練・判定コーディネーター講習会を毎年実施しています。お近くの地域で開催されるときは、是非ご参加ください。

★被災建築物応急危険度判定模擬訓練

尾張東地域 (瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、清須市、北名古屋市、東郷町、豊山町)

実施日時 令和4年11月24日(火)午後1時30分から午後4時

訓練会場 尾張旭市役所 3階講堂ほか

参加者 尾張東地域在住の民間判定士 28名

訓練の想定 令和4年11月21日(月)午後2時に東海・東南海を震源とする地震が発生。この地震により尾張旭市では、震度6強以上の激しい揺れに襲われ、尾張旭市内の一部で建物が倒壊した。

訓練内容 判定士2名1チームで、下げ振り、クラックスケール等を用いた対象建築物の傾斜の測定及び目視による外壁、柱の被害や落下物などの外観調査による判定訓練を行いました。



参加者のご感想・ご意見

- ・ 模型を用いて実際に判定を行う点がよかった。
- ・ 対象建築物を回る時間に余裕が欲しかった。
- ・ 実際の震災の写真を見ることができて参考になった。
- ・ 具体的な判断基準が分かるとよりありがたい。



令和5年度は、名古屋地域と東三河地域(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)で開催を予定しています。当該地域にお住まいの判定士の方は、是非ご参加ください。

★被災建築物応急危険度判定連絡訓練

令和5年1月17日(火)、各機関相互及び市町村における地元判定士への連絡体制を確認し、実施体制の整備を推進することを目的として、被災建築物応急危険度判定連絡訓練が実施されました。訓練に参加した民間判定士3,271名中、連絡のついた判定士は2,112名で、連絡率は約65%でした。

大地震が発生し、応急危険度判定の実施が決定すると市町村の判定実施本部は、地元市町村の民間判定士に参集要請を行います。判定士の方々は、参集要請があった場合は、判定実施にご協力をお願いします。

訓練日時	令和5年1月17日(火)午前9時
想定地震	南海トラフ地震
想定地震の発生時刻	令和5年1月17日(火)午前9時
参加機関・参加者	愛知県、県内54市町村・県内の民間判定士



★被災建築物応急危険度判定コーディネーター講習会 西三河地域

実施日時	令和4年11月30日(水)午前10時30分から午後4時
訓練会場	知多市勤労文化会館 1階 やまももホール
参加者	県職員・市町村職員51人
講習会内容	南海トラフ地震被災後を想定し、被災建築物の応急危険度判定をいかに行うかシミュレーションしました。講習会の範囲は、判定実施本部(各市町村)を設置し、判定実施計画の策定を行い、必要に応じて不足する判定士、資機材を判定支援本部(県)に支援要請するまでの実施本部業務と、策定した判定実施計画を基に、判定実施区域の区割りをし、判定士等に判定作業の説明を行う準備までの判定コーディネーター業務としました。

4名1班として、各班で南海トラフ地震被災後を想定し、判定実施計画の策定、判定実施区域の区割りや、判定士等に判定作業の説明を行う準備の内容としました。



参加者のご感想・ご意見

- ・ 震前の準備が重要だということがわかった。
- ・ 実際に実施計画書を作成することで、イメージがしやすかった。
- ・ 資料が多く、どこを見ればいいのか分からない時があった。

NEWS & INFORMATION

★南海トラフ地震の 20 年以内の発生確率値が引き上げられました。

主要な活断層で発生する地震や海溝型地震を対象に、地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測したものを「地震発生可能性の長期評価」（長期評価）と呼んでいます。

この長期評価は、地震の発生確率値の算定に、想定された地震が発生しない限り、発生確率値が時間の経過とともに増加するモデルが使用されており、地震調査研究推進本部調査委員会は、令和 5 年 1 月 13 日に、新たに長期評価を公表しました。

今回の公表により、南海トラフのマグニチュード 8～9 級の地震が、今後 20 年以内に発生する確率が、50～60%から 60%程度に引き上げられました。その他の発生確率値に変更はなく、今後 40 年以内に発生する確率は 90%程度となっています。

★県内判定士登録者数 9,129 名

(令和 5 年 12 月末現在)

令和 4 年度は、判定士講習会を 6 回開催し、748 名の方に受講および新規登録していただきました。平成 29 年度に登録された本年度更新対象者の方は、984 名の方に更新登録していただいておりますが、まだまだ判定士の数が足りない状況です。更新を迎える判定士の方は引き続き今年度中の更新登録をお願いします。

お知り合いの建築士さんでまだ未登録の方々にもぜひ登録の呼びかけをお願いします。

★令和 5 年度は平成 30 年度に登録した方が更新対象者です。

平成 30 年度に判定士講習会を受講し新規登録された方または更新登録された方は、判定士登録の有効期間が 5 年間であることから令和 5 年度に更新登録が必要となります。

更新対象者の方には、8 月頃別途ご案内を登録住所に郵送する予定です。引っ越しなどによりご案内が届かない場合がありますので、登録事項に変更がある場合は事前に変更の手続きをお願いします。

参考 更新対象者 = 平成 30 年登録者
登録番号 30□-□□□□

★ホームページより登録事項の変更手続きができます。

引越し、転勤などで住所や連絡先が変わった場合は、必ず変更手続きをお願いします。

愛知県建築物地震対策推進協議会のホームページから手続きに必要な書類がダウンロードできます。必要事項を記入して、メール、郵送または FAX で下記事務局へ提出してください。

★県外へ移転した場合の認定・登録手続きについて

県外へ移転した場合、移転先の都道府県で判定士として認定・登録することができます。移転先の都道府県にお問合せください。

愛知県建築物地震対策推進協議会

<事務局> 〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目3番26号 (一財)愛知県建築住宅センター

TEL : 052-264-4022 FAX : 052-264-4041 URL : <https://www.aichi-jishin.jp/>